

平成27年太宰府市議会第2回(6月)定例会

総務文教常任委員会会議録

平成27年6月10日(水)

福岡県太宰府市議会

1 議事日程

〔平成27年太宰府市議会第2回定例会 総務文教常任委員会〕

平成27年6月10日

午前10時00分

於 全員協議会室

日程第1 議案第47号 太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について

日程第2 議案第48号 太宰府市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

日程第3 議案第49号 太宰府市税条例等の一部を改正する条例について

日程第4 議案第50号 太宰府市長の給与に特例に関する条例の制定について

日程第5 議案第52号 平成27年度太宰府市一般会計補正予算（第2号）について

2 出席委員は次のとおりである（6名）

委員長	門田直樹 議員	副委員長	長谷川公成 議員
委員	神武綾 議員	委員	徳永洋介 議員
〃	有吉重幸 議員	〃	森田正嗣 議員

3 欠席委員は次のとおりである（0名）

なし

4 太宰府市議会委員会条例第18条により説明のため出席した者の職氏名（20名）

総務部長	濱本泰裕	教育部長	堀田徹
市民福祉部長	中島俊二	総務部理事 兼公共施設整備課長	原口信行
議会事務局長	今泉憲治		
総務課長	石田宏二	経営企画課長	山浦剛志
文書情報課長	百田繁俊	防災安全課長	齋藤実貴男
管財課長	寺崎嘉典	税務課長	吉開恭一
納税課長	伊藤剛	社会教育課長	井上均
中央公民館長 兼市民図書館長	木村幸代志	文化財課長	菊武良一
学校教育課長	森木清二	監査委員事務局長	渡辺美知子
会計課長	緒方扶美	議事課長	花田善祐

5 職務のため委員会に出席した事務局職員の職氏名（1名）

書 記 山 浦 百 合 子

開 会 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

**○委員長（門田直樹委員）** 皆さん、おはようございます。

定足数に達しておりますので、これより総務文教常任委員会を開会いたします。

日程につきましては、お手元に配付しているとおりです。

なお、配布している資料のうち、カラー刷りの資料につきましては、後ほど補正予算での文化財課の説明のときに使用いたします。

それでは、ただちに議案の審査に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第47号 太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について

○委員長（門田直樹委員） 日程第1、議案第47号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

執行部の補足説明を求めます。

文化財課長。

○文化財課長（菊武良一） おはようございます。議案第47号 太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明申し上げます。

議案書につきましては18、19ページ、条例改正新旧対照表につきましては1ページをお願いいたします。

今回、西鉄二日市操車場跡地、いわゆる推定客館跡につきましては、昨年10月6日に特別史跡大宰府跡として追加指定をされました。その過程におきまして、地権者及び国から速やかな買上げと史跡整備が求められておるところでございます。当該地の整備活用構想を策定し、整備計画につなげるため、大宰府跡推定客館地区整備検討委員会を新たに設置するものでございます。

これに伴いまして、条例の一部を改正する必要性が生じたので、ご提案するものでございます。

なお、委嘱いたします委員につきましては、古代官衙について識見を有する方、史跡整備活用に関して識見を有する方そのほか、教育委員会が必要と認める方のうち、5人の委員をもって組織をいたしまして、委員の任期につきましては2年を予定させていただいております。

説明は以上でございます。

よろしくご審議、賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（門田直樹委員） 補足説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

神武委員。

○委員（神武綾委員） 委員会の中ではこの客館跡のみの検討をされるのか、周辺の道路とかの関係

まで話されるのか、そこら辺のところをお願いします。

○委員長（門田直樹委員） 文化財課長。

○文化財課長（菊武良一） 主には、この客館跡地区内に限り、整備の検討を行いますが、当然あそこが住宅区域になっておりますので、その辺と史跡の関連、どういう史跡整備が望ましいかというのは当然周辺にも影響を及ぼしますのでその辺まで検討したところでの構想策定なのかなと思っております。

以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） 神武委員。

○委員（神武綾委員） その委員会の中で近隣の住民の方と意見を聞くとかそういうことはありえますでしょうか。

○委員長（門田直樹委員） 文化財課長。

○文化財課長（菊武良一） 今回ご提案させていただいています委員会につきましては基本専門の委員さんによる委員の構成を考えております。今委員からお尋ねの件につきましてはワーキンググループみたいなものを設けてまして地域住民の方であるとかまた地権者、及び史跡の解説員をされておられるようなボランティアの方々もおられますのでそうした方々のご意見を聞きながらこの委員会とのキャッチボールをしながら策定をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） よろしいですか。

他に。長谷川副委員長。

○委員（長谷川公成副委員長） この5名の委員さん、2年というふうにお聞きしたんですが、この方たちの予算は、補正予算書の19ページ、283大宰府跡等整備事業費のこの予算で間違いないでしょうか。

○委員長（門田直樹委員） 文化財課長。

○文化財課長（菊武良一） 費用弁償、報酬等についてはこの予算で対応させていただきますが、一部専門の先生方については、遠方の先生も予定させていただいておりますので既存の特別旅費のところから捻出する予定にさせていただいております。

以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） よろしいですか。他にございませんか。

では、すみません、私から。先日質疑で上議員からもいくつか聞いたのですが、その時のお答えは概要で言うと、とにかく今から色々考えていくと。緩やかな段階だと聞こえたのですが、客館跡について2、3点。新聞の記事が頭にあるのですが、まず、客館というものに確定というのか、推定客館跡というでしょう、いわゆる客館なのかが、一つ。確か2014年に3億円ぐらいだったかな、全部確か3年計画で買い上げていくということで、この該当が最初11,000㎡といった

のが、その後 16,000 m²とか、その面積と金額、それと特別跡全体のそうすると面積はいくらぐらいになるのか、今お手元でわかる範囲でいいからお願いします。

○文化財課長（菊武良一） はい、お答えいたします。まず、客館跡推定という文字が消えないのか、確定していないのかというご質問なのですけれども榎社周辺に政庁跡から朱雀大路というのが走っておりましてその東側に今回発掘調査で見つかった多分客館であろうと言われるような建物が出てきました。確定を見るためには、その西側、今で言いますと芝原区とか通古賀区にその朱雀大路を挟んだ反対側に同じ遺構が出れば客館ということで確定をするのではないかとこのように思いますが現在のところは他の平城京あたりで言う客館ではないかということで推定ということをつけさせていただいております。

続きまして、買い上げの関係なのですけれども西鉄との関係で3年間に渡って昨年度末から公有化を進めさせていただいております。面積につきましては11,500平方メートルが史跡の買い上げ対象になるのですが今委員長が言われました16,000平方メートルの面積というのは中に県道とか市道がございましてそこまで史跡指定の網をかけておりますので史跡指定面積としては16,000平方メートルほどございますということで説明をさせていただいております。

最後に特別史跡大宰府跡の面積については、今すみません手元に資料がございませんので後ほど回答をさせていただきたいと存じます。

○委員長（門田直樹委員） はい、わかりました。

では、次に進みます。

これで質疑は終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第47号について原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（門田直樹委員） 全員挙手です。

よって議案第47号については原案のとおり可決すべきものと決定しました。

（原案可決 賛成5名 反対0名 午前10時08分）

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第2 議案第48号「太宰府市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について」

**○委員長（門田直樹委員）** 日程第2議案第48号太宰府市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

執行部の補足説明を求めます。

○総務課長（石田宏二） 議案第 48 号太宰府市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてご説明いたします。

議案書 20 ページから 22 ページ、条例改正新旧対照表に至りましては、2 ページから 3 ページをご参照いただきたいと思います。

今回の改正は、住居手当のうち自己所有の家屋に対しても手当、いわゆる持ち家手当を支給としておりましたけれども、国や県をはじめ筑紫地区自治体において持ち家手当を改める動きがございまして太宰府市におきましても平成 27 年 7 月 1 日から段階的に削減を行うこととしたものでございます。

新旧対照表の 2 ページ、3 ページをご覧くださいと思いますが、3 ページの左側、現行の第 24 条第 2 項第 2 号、3 ページの一番上の方、左側前項第 2 号に掲げる職員 4,900 円と書いておりますけれども、これは持ち家に居住している職員のことでございますけれども、現行では月額 4,900 円の住宅手当を支給いたしております。

この 4,900 円を 3 か年で段階的に削減するというところでございまして、今度は議案書の 22 ページの方をご覧くださいと存じますが、附則の中の経過措置の第 3 項第 1 号で、施行日から平成 28 年 3 月 31 日までが、3,500 円となっております、施行日を本年 7 月 1 日を予定しておりますけれども、本年 7 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までを 3,500 円、第 2 号で平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までを、1,500 円、それ以降は支給しないという改正内容でございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（門田直樹委員） 補足説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで討論を終わります。

採決を行います。議案第 48 号について原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（門田直樹委員） 全員挙手です。

よって議案第 48 号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

〈原案可決 賛成 5 名 反対 0 名 午前 10 時 20 分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 3 議案第 49 号「太宰府市税条例等の一部を改正する条例について」

○委員長（門田直樹委員） 日程第3議案第49号太宰府市税条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

執行部の補足説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（吉開恭一） 議案第49号、太宰府市税条例等の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

議案書は23ページから32ページまで、条例改正新旧対照表は4ページから7ページまででございます。

本案は、平成27年度税制改正により地方税法等の一部が改正されましたことに伴い太宰府市税条例等の一部を改正するものでございます。

今回の法改正のうち、本年4月1日付で専決処分を行いましたものにつきましては、5月13日の臨時議会において既にご報告させていただいておりますので、本案につきましては残りの部分を提案するものでございます。

議案書の24ページの方をお願いいたします。

今回の改正は、第1条で現在施行済みの市税条例を改正し、第2条で過去の改正における未施行部分を改正するものでございます。また、附則の部分で、施行期日及び経過措置についてその取り扱いを定めております。

まず、第1条及び第2条の改正内容につきまして、新旧対照表のほうで説明をさせていただきます。

新旧対照表の4ページのほうをお願いいたします。

第1条中の第33条第2項の改正でございますが、市県民税の課税は原則として所得税の課税に倣って課税標準を計算いたしますが、所得税における国外転出時課税が創設されましたことに伴い、個人住民税所得割の課税標準の計算においては、この規定による所得税法の計算方法を適用しないとするものでございます。

4ページ中段の第36条の3の3第4項の改正、及び次の5ページの附則第4条の改正は、それぞれ所得税法及び法人税法の改正に伴い、引用規定に項ずれが生じたので整理するものでございます。

5ページ後段の附則第12条の2の改正は、用途が変更された宅地等に対して課する固定資産税の課税標準額について、近傍の宅地等との均衡を図るための規定を3年間延長するものでございます。

次に6ページをお願いいたします。

附則第16条の2の改正は、紙巻きタバコの三級品に対する課税について、これまで軽減税率が適用されていましたが、特例措置が廃止されましたことに伴い、条文を削除するものでござい

ます。

次に、第2条中の第23条第2項の改正は、地方税法の改正により、外国法人に関する恒久的施設の定義が定められましたため引用規定を変更するものでございます。また、同条第3項は条文の書き振りを整理するものでございます。

次に、議案書に戻っていただきまして、24ページの下段の附則の部分をお願いいたします。

附則第1条は、改正内容についての施行期日を定めたものでございます。

本条例は、公布の日から施行するといたしておりますが、附則第1条第1項第1号及び第2号並びに同条第2項に掲げる規定につきましては各項、各号に定める日から施行をいたします。

次の25ページをお願いいたします。

附則第2条は、市民税に関する経過措置でございます。

第1項で個人市民税の改正規定は平成27年度分までは改正前と同様に取り扱うこととし、第2項で法人市民税の改正規定は平成28年3月31日までに開始した事業年度については改正前と同様に取り扱うこととするものでございます。

附則第3条は、市たばこ税に関する経過措置でございます。

今回の改正で紙巻きたばこ三級品の軽減税率が廃止されますが、平成28年度から平成31年度まで4年間で段階的に税率を引き上げる措置がとられます。

第2項は、平成28年度から30年度までの1,000本当たりの税率でございます。

現在、1,000本当たりの税率は2,495円でございますが、最終的に平成31年度には5,262円になります。その間の各年度の税率を定めたものでございます。

第3項でございますが、市税条例第98条第1項から第4項までに定めます、たばこ税の申告納付等の手続きに関する読み替え規定でございます。

26ページの表をお願いいたします。左側の欄に掲げる手続きにつきまして、真ん中の欄の様式を使用するものとしておりますが、この様式につきましては右側の欄に記載する改正前の施行規則に定める様式と読み替えるものでございます。

第4項は、平成28年度の手持品課税に関する規定でございます。

たばこの販売事業者が、税率が上がる前に仕入れたたばこのうち、平成28年4月1日時点で在庫として残っている分には、平成28年度の引き上げ分に相当する1,000本当たり430円分のたばこ税が追加課税されます。このことを手持ち品課税といい、追加して申告納付をいたします。

27ページの第5項から28ページの第8項までは、手持品課税の申告手続きに関する納入金や延滞金、修正申告などについて、取扱いを定めるものでございます。

同様に、第9項及び29ページの第10項は平成29年度の手持品課税について、第11項及び30ページの第12項は平成30年度の手持品課税について、並びに31ページの第13項及び第14項は平成31年度の手持品課税について、税率及び申告手続き等について定めるものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○委員長（門田直樹委員） 補足説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

神武委員。

○委員（神武綾委員） たばこ税のところなのですけれども、26年度の予算額が3億5,000万円あったんですけれども、27年度の予算は1,500万円マイナスになっているんですね。今回これが改正されることによって、たばこ税というのは増額になる、平成28年度からですかね、というような考え方になるんでしょうかね。

○委員長（門田直樹委員） 税務課長。

○税務課長（吉開恭一） 今3級品ということで軽減がされている税率については毎年上がっていきます。その分についての増収分はございますけれどもたばこ税全体といたしましては毎年3%から4%ずつ喫煙本数というのが減ってきております。喫煙人口等が減ってきているせいだと思われるんですけども、そういうことでトータルでは減っていくというようなそういう方向にあるということでございます。今後についてはまた実際にこの引き上げ分がどのような影響するかということはまだはっきりとしたところではございませんのでその辺は、毎年度毎年度の予算の中できちんと見積もりをしていきたいと思っております。

○委員長（門田直樹委員） よろしいですか。

長谷川副委員長。

○副委員長（長谷川公成委員） すみません、タバコを吸わないのでよくわからないのですがタバコで3級品とか2級品とか1級品。3級品は一般に売られているタバコのことを指すんですか。わからないので教えてください。

○委員長（門田直樹委員） 税務課長。

○税務課長（吉開恭一） 具体的銘柄を言いますとエコーですとか、わかばですとか、しんせいとか、ゴールデンバットとかそういった銘柄になりますけれども、2級品というのはないんですけれども、3級品というのは例えば葉たばこの質の部分だとか、そういった部分が少し落ちるようなものを使っている銘柄で税率が安く据え置かれているものでございます。

以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで討論を終わります。

採決を行います。議案第 49 号について原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（門田直樹委員） 全員挙手です。

よって議案第 49 号については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

〈原案可決 賛成 5 名 反対 0 名 午前 10 時 20 分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第 4 議案第 50 号「太宰府市長の給与の特例に関する条例の制定について」

○委員長（門田直樹委員） 日程第 4 議案第 50 号「太宰府市長の給与の特例に関する条例の制定について」を議題とします。

執行部の補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（石田宏二） 議案第 50 号太宰府市長の給与の特例に関する条例の制定についてご説明いたします。

議案書は 33 ページ、34 ページでございます。

この条例制定につきましては、市長の公約に基づきまして、市長の給料月額を減額を行うものでございます。

内容につきましては、平成 27 年 7 月 1 日から平成 31 年 4 月 29 日までの市長の給料月額を現行の 91 万 9,000 円から 70 万円へと減額するものでございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（門田直樹委員） 補足説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

神武委員。

○委員（神武綾委員） 20 万円近く減額されるということで公約に基づくことということで市長がおっしゃられているようですが、その他の理由というのは何かあるのでしょうか、と言うのが 1 点。1 点ずついいですか。

○委員長（門田直樹委員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） 今回の給料の減額につきましては選挙の中で行財政改革を本気で先頭に立ってやり抜きますというような訴えをしてありましてその中で市長給料の減額、また退職金の減額というのをちらしとかそういった中にも記載をされておられます。その公約に基づきまして今回の給料減額をされるというふうに伺っております。

以上です。

○委員長（門田直樹委員） 神武委員。

○委員（神武綾委員） 市長本人ではないので答えられるかわからないですが、この70万円という根拠は何かおっしゃってましたか。

○委員長（門田直樹委員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） 70万円の根拠までは伺っておりません。

以上です。

○委員長（門田直樹委員） 神武委員。

○委員（神武綾委員） すみません、申し訳ないですね。

市長に聞くべきところかもしれませんが、あと、前井上市長も減額されていた時があったんですけども、その時はその減額分を保育園に通ってある世帯に対して第3子の保育料を無料にするという対策を取られたというふうに聞いているんですけども今回その減額された分について何かこういう事業に使っていききたいというような話はあっていますでしょうか。

○委員長（門田直樹委員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） 今回芦刈市長につきましては、最優先課題として市民福祉というのをずっと掲げてこられています。その中に充てていきたいという風には伺っておりますけれどもまだ内容につきましてはこれから十分に検討されていくものと思っております。

○委員長（門田直樹委員） よろしいですか。他にございませんか。

○委員長（門田直樹委員） 森田委員。

○委員（森田正嗣委員） 20万円ほどの減額につきまして、行財政改革の一環として姿勢を示すというお話なのですが、これは市長にお伺いしなければいけないのですが、そうしますと市全体に対する支給の部分について財政改革する余地があるというふうに私なんか受け取るんですけどもそういった趣旨なんでしょうか。

○委員長（門田直樹委員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） 全体についての財政改革、これにつきましては先ほども言いましたように公約の中で行財政改革を本気でやり抜くというようなことを掲げてあります。これにつきましても具体的な取り組み、そういったものにつきましてはこれから検討されていくものだというふうに思っておりますし、我々もそのなかで取り組んでいく必要があるというふうには思っております。ただ今回の給料減額分、月額20万円という減額になるわけですがそれがその全体としてどれくらいの影響を及ぼすのかというのは今の段階では何とも言えない状況です。

○委員長（門田直樹委員） 森田委員。

○委員（森田正嗣委員） 私が懸念しておりますのはデータを持ち合わせませんので言えませんが、たとえば市民1万人あたりに対して市長がどの程度の給与をいただいているのかという比較をされたうえで太宰府市が特段にいわゆる飛び抜けて支出をされているというふうな状況があってそういう結論になっているのかどうなのか、それが非常にわからないというところが1点。それからもしこれを特例的にせよ

これをおやりになった場合に市長がお考えのとおりに行財政改革の一端だということであれば当然その先の市長さんのお給料もこれに見合った形で推移していくということが推測されるわけですが、そこまで踏み込んだ形でお考えになっているのかどうなのか、ここは市長ご自身にお伺いしないといけないところですが私どもとしましてはそのあたりも疑問に思うところであります。

以上です。

**○委員長（門田直樹委員）** 回答は。

**○委員（森田正嗣委員）** お願いします。

**○委員長（門田直樹委員）** 総務部長。

**○総務部長（濱本泰裕）** 市長給料につきましては近隣の状況をみましても大体 90 万円前後というのが非常に多ございます。福岡県内みますと、福岡市や北九州市を除きますとそんなに大差、差異のある市町村ではございませんので大体 90 万円前後が一番適当な金額ではないかなと我々は考えております。

それとこれがいつまでかということですが、今回特例条例として提案させていただいております。期日につきましては現市長のまずは 1 期目の任期、この期間で限定をさせていただいております。ですから当然その期日が来ればこの条例は廃止になるというふうに考えております。

以上です。

**○委員長（門田直樹委員）** よろしいですか。他にございませんか。

本人に聞くしかないような政策に、たとえば残りの部分をどう使うかというのは非常に関心があるとこだけど、我々議会でも 2 名減員にしたと。そしたらその分はどうなるのかというのはまた違う問題ですたいね。ですからこの常任委員会には市長が、3 役は出てこれないんですよ。神武委員さんもそれこそ重々分かってあるけれども所管の問題であるから、2 日目に質疑をするわけですたいね、あそこで質疑をしていただければそこで一応本人から回答があるわけですたいね。で、終わっとたんだけれども今日こういういないところですから遠慮されてあつたんかもしれんけれども、ただ出てこないんだからそれに関しては質問されてよかったと思いますし、それから委員さんそれぞれこの議案書を告示日にもらいますよね、その時点で内容はわかるので一般質問、代表質問、個人質問で取り上げることもできるし、そういう形で聞いていただけるとより議論が、理解が進むんじゃないかなと思います。委員会というのは曖昧なところもあるかもしれませんが、基本的には不明なところを確認するというふうな質疑が中心になるわけですよ。1 歩、2 歩進んで余ったお金をどう使うかというのはまた少し違うふうなことになっていくのでその辺のところは折々調整をしながら皆さんと一緒に進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

それではよろしいでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○委員長（門田直樹委員）** これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

徳永委員。

**○委員（徳永洋介委員）** 市長が20万円近く、そうなると副市長の給与が多くなりますよね、まだ副市長が決まってないのですけれども。普通社長とか部長とかなればパーセントが大体、そういうふうな流れに。今回市長だけが極端に20万円減らしてあとは変わらないということですかね。

**○委員長（門田直樹委員）** 総務部長。

**○総務部長（濱本泰裕）** 副市長の給料につきましては、まだ人事案件が提出されておられません。人事案件を提出する際につきましては副市長の給料案件につきましても同時に提出をしたいというふうに考えてあるようでございます。ですから、その時点ではっきりさせたいと思っております。人事案件を提出する際に一緒に副市長の給料につきましても条例の提案をさせていただきたいとそういう方向で今検討されておるようでございますので。

以上です。

**○委員長（門田直樹委員）** 徳永委員。

**○委員（徳永洋介委員）** 副市長が決定してからということになりますね。まだ決まってないんで。副市長が決められて。で、話をして、そしてということですか。

**○委員長（門田直樹委員）** 総務部長。

**○総務部長（濱本泰裕）** 今言われたとおり同時に2つの案件を提出するような形で今検討をされておるようでございます。

**○委員長（門田直樹委員）** 他よろしいですか。

神武委員。

**○委員（神武綾委員）** 今の話は、副市長が決まったら副市長のお給料も下げるという予定にされているということですか。市長の公約は自分の市長報酬を下げるということだったと思うんですけど。そこら辺はどうなんですか。

**○委員長（門田直樹委員）** 総務部長。

**○総務部長（濱本泰裕）** 今これはまだ検討段階でございますけど先ほど徳永議員も言われましたように市長の給料より副市長の給料が高いというのはいかがなものかというところはございますのでそれは併せて検討をされているようでございます。

以上です。

**○委員長（門田直樹委員）** よろしいですか。他、もうありませんか。終わっていいですか。

徳永委員。

**○委員（徳永洋介委員）** 教育長の給与もですか。

**○委員長（門田直樹委員）** 総務部長。

**○総務部長（濱本泰裕）** 教育長の給料は現在のところ、68万4,000円となっております。ですから

これにつきましては検討はされないというふうには伺っております。

以上です。

○委員長（門田直樹委員） よろしいですか。

徳永委員。

○委員（徳永洋介委員） 何故70万円なのかが知りたい。下げればいいという問題ではないでしょう。何故かというのをもっと具体的に市長のほうから是非説明していただきたいなど。要望ですけど。今度お願いしたいなと思います。

○委員長（門田直樹委員） 回答はいいですか。

○委員（徳永洋介委員） はい。いいです。

○委員長（門田直樹委員） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで本当に質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

神武委員。

○委員（神武綾委員） この特例条例については賛成なんですけれども、懸念しているところは、市長以外の副市長、それから教育長は下げないという話になっているということでしたけれども、副市長に対しての報酬を削減するという事は市長がこれまで言ってきた公約に反するとまでは言いませんけれども市長自身の報酬を下げるということだけが公約だったと思いますのでその部分はもう一度検討していただきたい、というか、下げない方向で副市長は副市長の案件として考えていただきたいということを要望としていただきたいと思います。

○委員長（門田直樹委員） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで討論を終わります。

採決を行います。議案第50号について原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（少数挙手）

○委員長（門田直樹委員） 少数挙手です。

よって議案第50号は否決すべきものと決定いたしました。

〈原案否決 賛成2名 反対3名 午前10時33分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第52号 平成27年度太宰府市一般会計補正予算（第2号）について

○委員長（門田直樹委員） 日程第3、議案52号平成27年度太宰府市一般会計補正予算第2号についての当委員会所管分を議題とします。

お諮りします。

審査の都合上、歳出から審査を行いたいと思います。また、補正の補足説明において、関連として同時に説明したほうがわかりやすい歳入の補正項目については、併せて説明をお願いしたいと思いますが、これにご異議はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（門田直樹委員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

それでは、歳出の審査に入ります。

補正予算書の 12、13 ページをお開きください。

2 款 1 項 7 目、普通財産管理費及び関連する補正項目について、併せて説明をお願いします。

管財課長。

○管財課長（寺崎嘉典） それでは 991 普通財産管理費 12 節役務費、不動産鑑定料 32 万 4 千円並びに 13 節委託料、公有地測量委託料 55 万円についてご説明いたします。

普通財産管理費の不動産鑑定料及び公有地測量委託料につきましては、どちらも旧五条保育所の跡地を売却するための費用でございます。旧五条保育所の所在地は、太宰府市五条一丁目 3250 番 1 及び 3251 番 6、合計面積は 707.36 平方メートル、約 210 坪でございます。

続きまして、関連する歳入についてご説明させていただきます。

恐れ入りますが、補正予算書 8 ページ、9 ページをお開き下さい。

上から大きな 2 段目になりますが、16 款 2 項 1 目不動産売払収入 1 土地売払代金 6,300 万円についてご説明いたします。不動産売払収入の土地売払代金 6,300 万円につきましては、今申し上げました旧五条保育所跡地の売払い代金でございます。跡地の面積約 210 坪に、坪当たり価格 30 万円で計算し、計上させていただいております。

説明は以上です。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○委員長（門田直樹委員） これらについて、質疑はありませんか。

長谷川副委員長。

○委員（長谷川公成委員） この旧五条保育所の跡地の売却に向けた測量ですよね、まだ売れてはな
いんですよ。

○委員長（門田直樹委員） 管財課長。

○管財課長（寺崎嘉典） はいそうです。今からです。

○委員（長谷川公成委員） わかりました。ありがとうございました。

○委員長（門田直樹委員） よろしいですか。他にございませんか。

森田委員。

○委員（森田正嗣委員） 坪単価 30 万円というのを今私初めて知ったものですからあのあたり単価
的に 30 万円ぐらいになるのかなというふうに思っておりますが、いかがでございましょうか。
教えてください。

○委員長（門田直樹委員） 管財課長。

○管財課長（寺崎嘉典） ちょっと30万円は高いかな思っております。概算で上げさせていただいております。昨年観世音寺1丁目で同じく250坪ほど管財課のほうで売却した実績が坪29万円ほどでしたのでもしかしたらちょっとそれよりも安いのかもかもしれませんが、鑑定をいたしましてそれで金額をきちんとはじいて一般競争入札という形で公募でさせていただきたいと思っております。

○委員長（門田直樹委員） よろしいですか。他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 次に進みます。

同ページ、2款1項9目、財政調整基金費について説明をお願いします。

経営企画課課長。

○経営企画課長（山浦剛志） 2款1項9目細目330財政調整基金費25節積立金4,568万6千円についてご説明を申し上げます。

これは今後の起債の償還に充てる財源といたしまして減債基金に積み立てるものでございます。

財源についてですが、本年4月にオープンしましたごじょう保育所、子育て支援センターの用地購入の財源に起債を充てておりましたことから、先ほど管財課長が申しあげました旧五条保育所用地の売却代金から、売却に伴って生じる既存建物の解体、不動産鑑定、土地測量等の諸費用を除いた全額を充てるものでございます。

説明は以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） これについて質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 次に進みます。

同ページ、2款2項1目、総合企画推進費について説明をお願いします。

経営企画課課長。

○経営企画課長（山浦剛志） 2款2項1目細目990総合企画推進費11節消耗品費23万8,000円についてご説明申し上げます。

本年10月で九州国立博物館が開館から10周年を迎えます。九博があるまちとして、この節目の年をお祝いするための幟などを作成し、各種イベントなどでPRをしていこうと考えております。

財源といたしましては、後ほど、歳入のところでご説明いたしますが、財政調整資金繰入金で充てるようにしております。

説明は以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） これについて質疑はありますか。

長谷川副委員長。

○副委員長（長谷川公成委員） 九国博 10 周年ということで、お祝いイベント的な感じなんでしょうけど時期はいつごろ考えてありますか。

○委員長（門田直樹委員） 経営企画課長。

○経営企画課長（山浦剛志） 時期的には予算が可決されましたらその予算を使いまして早速作成作業に入りたいと思います。そして色々なイベント等がありましたらそういうところに持ち込みまして市民の皆様にもお知らせをすると。忘れていらっしゃる方もいらっしゃるかもしれませんので。そういうことでお知らせとかをしていきたいなと思っております。

○委員長（門田直樹委員） 長谷川副委員長。

○委員（長谷川公成委員） あまり大きな額ではないので PR するのは大変だと思いますけどしっかり PR していただいてたくさん来ていただけるようにがんばっていただきたいと思います。以上です。

○委員長（門田直樹委員） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 次に進みます。

同ページ、2 款 2 項 3 目、友好都市関係費について説明をお願いします。

総務課長。

○総務課長（石田宏二） それでは、2 款総務費 2 項企画費 3 目交流費 301 友好都市関係費 125 万 2,000 円の補正予算についてご説明いたします。

平成 27 年度は、友好都市を締結いたしておりおます宮城県多賀城市と友好都市を締結して 10 年の節目の年にあたります。10 周年記念事業の内容につきましては多賀城市の担当者と協議を行ったところ、今回は式典形式とはいたしません、現在両市で実施している市民向けイベントにおいて、紹介ブースの拡大、両市民への周知といたしまして、友好都市締結 10 周年記念の共同 PR ポスターの作成、次代を担う子どもたちの相互訪問を行うところで計画することといたしております。

今回の補正予算ですが、まず 12 節役務費、配送料の 5 万 5,000 円ですが、これにつきましては、多賀城跡あやめまつりに太宰府市ブースを出展するにあたりまして、梅ヶ枝餅の実演販売用の鉄板や材料、あと木うそ絵付け体験のグッズなどの配送料を計上いたしておるところでございます。

続きまして、14 節使用料及び賃借料の自動車借上料 19 万 7,000 円につきましては、多賀城市へ先ほど申しましたけれども次代を担う子供たちの相互訪問というのを計画しておりますのでその際の貸切バス借上料を計上いたしているところでございます。

次に、19 節負担金、補助及び交付金、姉妹・友好都市交流団体補助金 100 万円につきましては、これも先ほどからお話ししておりますように子どもたちの相互訪問という形の部分の旅費の一部を補助金として交付するものであり、一人当たり 4 万円の 25 人分を計上いたしておるところでござ

ざいます。

説明は、以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） これについて質疑はありませんか。

森田委員。

○委員（森田正嗣委員） お尋ねいたします。自動車借り上げ料ですけれども、19万円7,000円ということですが参加される方は25人ということですので、借り上げ台数が何台なのか、おそらくついて行かれる方が子どもさんだけではないような気がいたしますけれどもそのあたりはいかがでございましょうか。

○委員長（門田直樹委員） 総務課長。

○総務課長（石田宏二） 借り上げ台数は大体1台を予定しているんですけれども2日間ないし3日間になるかと思いますが、仙台空港から多賀城市へ行く分とまた多賀城市内の中を視察する分のバスの借り上げ料ということで計上いたしているところでございます。今2日になるか3日になるかを今向こうの相手方のほうと詰めておるところでございますので、これは3日分の最大値というようなことで考えていただければよろしいかと思えます。

以上です。

○委員長（門田直樹委員） よろしいですか。他にございませんか。

神武委員。

○委員（神武綾委員） 子供たちの相互交流ということですのでけれどもこの25人というのは一般公募されるのか、どこかの団体に依頼されるのかどのようにお考えでしょうか。

○委員長（門田直樹委員） 総務課長。

○総務課長（石田宏二） 今例えばジュニアリーダーズの子どもたちでありますとか青少年育成市民の会のほうに呼びかけたりして公募するのかというところを内部協議を行っている段階でございましてまだ決定はしておりませんが今申し上げたような形で進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（門田直樹委員） よろしいですか。

長谷川副委員長。

○委員（長谷川公成委員） これは時期的には先ほどと一緒にこの補正予算が通りましたらおそらく7月1日ぐらいから動き出すと思うんですが、大体時期的には夏休み辺りを考えておられますか。

○委員長（門田直樹委員） 総務課長。

○総務課長（石田宏二） 時期的には向こうからの訪問団が市民政庁まつりに来られる予定となっております。その後の10月か11月ぐらいを今のところ視野に検討いたしているところでございます。

○委員（長谷川公成委員） ありがとうございます。

○委員長（門田直樹委員） よろしいですか。他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 次に進みます。

16 ページ、17 ページをお開きください。

9 款 1 項 2 目、消防団関係費及び関連する補正項目について併せて説明をお願いします。

防災安全課長。

○防災安全課長（齋藤実貴男） 9 款 1 項 2 目 070 消防団関係費、8 節報償費、消防団退職報償金 122 万 6,000 円の増についてご説明いたします。

当初予算編成時は、部長職及び班長職経験者で 10 年以上 15 年未満を基準として 20 名の退職者を想定し、566 万円を計上しておりましたが、昨年度末の退職者は、退職金の算定の基礎となる勤務年数が高くなり結果支払総額が 688 万 6,000 円となり、122 万 6,000 円の不足が見込まれることになりました。この不足額は、全額消防団員等公務災害補償等共済基金から繰入がございませぬので、関連がございませぬので、補正予算書 9 ページをご覧ください。下の段になりますが 20 款 4 項 1 目消防費雑入に同額を計上いたしております。

以上、説明を終わります。

○委員長（門田直樹委員） これらについて質疑はありますか。

長谷川副委員長。

○委員（長谷川公成委員） 消防団員のみなさん日頃から活動していただき本当に感謝しているところなんです、退職者が増えてたとえば定員割れとかなっている分団とかはないんですか。あると思うのですけれども、今後どのように増やすように努力をしていかないといけないと思うので、どう考えてあるか教えてください。

○委員長（門田直樹委員） 防災安全課長。

○消防防災課長（齋藤実貴男） 4 月 1 日現在で太宰府市の消防団員の定員が 250 名になっております。団員につきましては 247 名ということで 3 名の欠員が生じております。団によっては 1 名ないし、2 名程度の欠員が生じておりますのでこの欠員につきましては日頃消防団活動等を通すとか職場関係とか色々な人間関係を通して消防団の勧誘にそれぞれ各団の部長を中心に行っているところがございます。今後ともこの努力は続けていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（門田直樹委員） よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 次に進みます。

同ページ、10 款 1 項 2 目、学校教育運営費について説明をお願いします。

学校教育課長。

○**学校教育課長（森木清二）** 10款1項2目細目150、8節報償費講師謝礼110万円についてご説明いたします。平成27年度学力向上推進事業として市立全小中学校に対して実施する事業費であります。具体的に申しますと各学校で定期的に行われるテスト前に自学ではテスト勉強が難しい子どもへの支援を行い、また、通常の授業で理解度が難しいと思われる内容の学習の際、授業で支援する教育支援員を活用するなどして学力向上を目指すものでございます。また、学校によりましては放課後寺子屋事業などで宿題を学校で行わせ、その支援を行う支援員を活用して学力向上を目指すものでございます。

なお、支援員一人当たりの単価につきましては、日額1,100円として、1学校当たり10万円で延べ90回の支援が可能となります。

説明は以上でございます。

○**委員長（門田直樹委員）** これについて質疑はありませんか。

神武委員。

○**委員（神武綾委員）** 1校10万円とおっしゃっていましたがこれもこれは小中学校11校というところででしょうか。

○**委員長（門田直樹委員）** 学校教育課長。

○**学校教育課長（森木清二）** 各学校10万円の合計110万円でございます。

○**委員長（門田直樹委員）** 神武委員。

○**委員（神武綾委員）** 1校あたり今何名配置されているのでしょうか。

○**委員長（門田直樹委員）** 学校教育課長。

○**学校教育課長（森木清二）** 学校によりましてこの予算の使い方が色々ございましてたとえば、最初申しましたように一人1,100円で10万円ですので、最大で90回の支援ができます。複数の支援員を学校でみられるとすれば回数は減りますけれども支援員の数は例えば5人でやるとかあるいは1人で90回やるとか色々な使い方がございます。それは各学校で考えていただくような形をとるような予定でございます。

以上です。

○**委員長（門田直樹委員）** 神武委員。

○**委員（神武綾委員）** はい、わかりました。地元なんですけれども、今国分小学校は放課後に寺子屋をされていると思うんですけれども、保護者の方が来られて1回あたり1,100円というような形でされていると思うんですが、そのことでしょうか。

○**委員長（門田直樹委員）** 学校教育課長。

○**学校教育課長（森木清二）** そうですね。その支援員というのは保護者であったり、学生さんであったり、それは各学校のほうで決めていただくような形を取ろうと思っております。

○委員長（門田直樹委員） 神武委員。

○委員（神武綾委員） ということは、教員免許とかを持っていなくてもボランティアもOKということでしょうか。

○委員長（門田直樹委員） 教育部長。

○教育部長（堀田徹） 色々な事業がございまして国分小学校がやっている寺子屋事業は県の事業で昨年やっている分でございます。ここでご提案申し上げております事業につきましては新規の事業で各学校10万円で11校で110万円という予算でございまして、県の事業は継続して行われる分についてはそのまま引き続きやっていきますけれども、市といたしまして子どもたちの学力をとにかくつけていかないかんとすることで学習支援をしてもらえるようなそういうボランティアを募って、そして学校の状況に応じて派遣をしていこうというような事業でございます。従いまして、1,100円の報酬でございますので保護者等も含めまして学習支援のボランティアと、大学生等も入っていただける分については入っていただくと。市の校長会のほうにはすでにこういった事業をしていくというふうに話はしておりますけれどもこの6月の補正予算が通りましたら、具体的に学校の状況に応じてどれだけの学習支援が必要かというのを把握したうえでこれから配置をしていきたいとそういう事業でございます。

○委員長（門田直樹委員） 神武委員。

○委員（神武綾委員） 今伺った国分小学校の寺子屋事業は、とても好評で、指導に行っているほうのお母さんたちも良かったっておっしゃってましたし、通っているお子さんの保護者もとても助かるというようなことをおっしゃってましたので是非この事業は広げていきたいと思うんですけれども、今なかなか塾に行けない子とかもいらっしやると思いますのでそこら辺をきちんと吟味しながらお願いしたいなというふうに思います。

○委員長（門田直樹委員） 回答は。

○委員（神武綾委員） 要りません。

○委員長（門田直樹委員） 長谷川副委員長。

○委員（長谷川公成委員） 新規事業ということでちょっと違ってたらいいですけど、サマースクールとは全然関連はないんですか。

○委員長（門田直樹委員） 教育部長。

○教育部長（堀田徹） サマースクールというのが各学校で色々なやり方をしてやっておるんですが、今議員さんがおっしゃっているのは夏休みに子供たちを学校に集めて勉強させるとかそういった取り組みだろうと思いますが。サマースクールにつきましては基本的に学校の教員が中心になって進めている分だろうと思います。そこに学校として学習支援のボランティアが必要という要望が上がってくればその部分について派遣しても、そういう取り扱いをしても構わないというふうに思っております。

○委員長（門田直樹委員） 長谷川副委員長。

○委員（長谷川公成委員） そのスタッフを集めるのはまずは市の教育委員会、それとも各小学校中学校が単体で集められるのか、教えてください。

○委員長（門田直樹委員） 教育部長。

○教育部長（堀田徹） そこら辺につきましても、学校で集められる分があればそちらも十分活用していただいて、どうしても不足する分、足りない分については、キャンパスネットワーク会議というのがございますので近隣の大学の学生さん等にも呼びかけをいたしまして足りない分についてはできるだけ教育委員会も支援をしていきたいというふうに思っております。

○委員長（門田直樹委員） いいですか。

○委員（長谷川公成委員） いいです。

○委員長（門田直樹委員） 徳永委員。

○委員（徳永洋介委員） 対象の児童生徒、どういう支援の仕方、個別的な指導なのか、全体を、それは学校に任せるということですか。

○委員長（門田直樹委員） 教育部長。

○教育部長（堀田徹） おっしゃるとおりでございます。学校の実態とか状況に応じまして考えていきたいと。

○委員長（門田直樹委員） いいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 次に進みます。

同ページ、10 款 2 項 1 目、小学校管理運営費及び 18、19 ページ 10 款 3 項 1 目、中学校管理運営費について併せて説明をお願いします。

学校教育課長。

○学校教育課長（森木清二） 先ほど説明をいたしましたすぐ下の 11 節の需用費の分を説明いたします。10 款 1 項 2 目、細目 150、11 節需用費印刷製本費 33 万 9,000 円についてご説明申し上げます。

太宰府市コミュニティ・スクール推進の手引きにつきましては、平成 25 年度に、太宰府市のコミュニティ・スクール推進の基本的な考え及びコミュニティ・スクール推進のポイントを 20 ページに整理いたしまして、市校長会と各学校運営協議会には学校教育課の方で自主印刷、製本して配付しております。市立全小中学校には、デジタルデータで配信をして、各学校で印刷、製本して全教職員へ配付しております。

その後、各学校のコミュニティ・スクールの推進体制が整い、平成 27 年度は、市立全小中学校に学校運営協議会を設置して、市指定コミュニティ・スクールを指定して、全市を挙げてコミュニティ・スクールが本格始動します。

今後、平成 27 年度と平成 28 年度を小中連携を活かした中学校ブロックコミュニティ・スクールの推進への準備、試行、移行期間といたしまして、平成 29 年度をめどに、全市立小中学校で中学校ブロックコミュニティ・スクールとしてのスタートをめざしています。

そのため、今年 7 月には改訂太宰府市コミュニティ・スクール推進の手引きを製本いたしまして、市立小中学校全職員、学校運営協議会、自治協議会等にも配付をし、中学校ブロックコミュニティ・スクールの推進構想や推進のための具体的な在り方について周知を図るとともに、今年 8 月開催予定のコミュニティ・スクール夏季研修会におきましてもぜひ活用したいと考えております。

なお、改訂版の手引きにつきましては、55 ページ程度でカラー印刷、総冊数 550 部を予定しております。配付先は、市内小中学校全教職員に貸与、学校運営協議会、自治協議会等に配付をする予定でございます。

説明は以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） 10 款 2 項 1 目の説明もお願いいたします。

では、今の 11 節 339 万円について質疑はありませんか。

神武委員。

○委員（神武綾委員） 今説明の中に小中学校一貫で進める事業がありましたか。今聞き取れなかったのだから何とかブロック協議会とおっしゃったと思ったんですけども。正式名称すみませんお願いします。

○委員長（門田直樹委員） 学校教育課長。

○学校教育課長（森木清二） 市内の市立小中学校で中学校ブロックコミュニティ・スクールとしてスタートを目指しております。中学校ブロックコミュニティ・スクールがその名称でございます。以上です。

○委員長（門田直樹委員） よろしいですか。

それでは、10 款 2 項 1 目の説明をお願いします。

学校教育課長。

○学校教育課長（森木清二） 補正予算書 16、17 ページと合わせまして次のページの 18、19 ページ関連しますので併せて説明いたします。どちらも 11 節の需用費どちらも光熱水費小学校で 402 万円、中学校費光熱水費 173 万円でございます。

まず、エアコンの稼働期間等設置内容につきましては、夏期を夏の間を 9 月、冬期を 12 月から 2 月ただし冬休み期間は除いて、空調運転時間を 1 日あたり 6 時間、1 ヶ月あたり 20 日間と仮定して算出をしております。

次に空調の熱源でございますが、効率性、経済性、地球温暖化への影響に配慮いたしまして、都市ガスを優先し、また、都市ガスを熱源とすることが困難な学校につきましてはプロパンガス

を採用します。

さらに空調熱源の検討をもとに試算をいたしますと、空調用電気料金、ガス料金から1教室当たりの光熱水費は都市ガスで、1教室当たり2万8,000円、プロパンガスで3万3,000円になります。

これに導入計画想定教室数、都市ガスですと小学校で120教室、中学校で50教室、プロパンガスですと小学校で20教室、中学校で10教室、それぞれかけますと、小学校で合計で402万円、中学校で173万円となります。

説明は以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） これらについて質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） それでは、11時15分まで休憩します。

休 憩 午前11時01分

~~~~~○~~~~~

再 開 午前11時15分

**○委員長（門田直樹委員）** 進みます。

同ページ、10款2項1目、小学校施設整備費及び18、19ページ10款3項1目、中学校施設整備費及び関連する補正項目について併せて説明をお願いします。

社会教育課長。

**○社会教育課長（中山和彦）** 16ページ及び17ページをご覧ください。

10款教育費2項小学校費1目学校管理費細目151小学校施設整備費13節委託料1,400万円についてご説明申し上げます。

現在国分小学校では、平成25年度より児童増に伴い仮設教室として、プレハブの建物で対応しているところですが、しかしながら、今後も児童数増が見込まれるため、平成28年度に校舎の増築を計画しております。そのための設計を行うものです。

次に、10款教育費2項小学校費1目学校管理費細目151小学校施設整備費15節工事請負費2億9,750万円についてご説明申し上げます。18ページ及び19ページの細目151中学校施設整備費15節工事請負費1億2,750万円につきましても、関連がございますので合わせましてご説明申し上げます。

近年の地球温暖化に伴う異常高温が続く夏期の気象状況や、PM2.5の飛来等、環境や大気汚染の状況を踏まえ、児童、生徒のより快適な学習環境づくりや健康の観点から、太宰府市内の小中学校の普通教室にエアコンを整備するものです。

なお、エアコン設置数といたしましては、小学校7校140教室、中学校4校60教室の合計200教室で基本的には普通教室で計画しているところですが。

関連がございますので歳入につきましても合わせましてご説明させていただきます。10 ページ、11 ページをご覧ください。表の下段 21 款市債 1 項市債 5 目教育費でございます。これにつきましては小中学校エアコン設置工事の財源といたしまして中学校施設事業債を 9,890 万円、小学校施設事業債を 2 億 3,090 万円充当いたしております。

あわせまして 4 ページも関連がございますのでご説明させていただきます。4 ページの第 3 表でございます。地方債の補正の追加をあげさせていただいております。起債の目的としましては中学校施設整備事業債、限度額 9,890 万円、小学校施設整備事業債、限度額 2 億 3,090 万円ということでございます。

説明は以上でございます。

**○委員長（門田直樹委員）** これらについて質疑はありませんか。

長谷川副委員長。

**○委員（長谷川公成委員）** エアコンなのですけれども夏場はよくわかるんですよ。きちんとやっぱり何年にもわたって毎日毎日温度を調べて、大体平均気温を出してもらってると思うんですけど、冬場、暖房も当然これは、冷房だけじゃなくて暖房も一応ついたエアコンということで認識してよろしいですか。

**○委員長（門田直樹委員）** 社会教育課長。

**○社会教育課長（中山和彦）** これにつきましては冷暖房ということで認識させていただいて構いません。

**○委員長（門田直樹委員）** 長谷川副委員長。

**○委員（長谷川公成委員）** 冬場の寒いときに暖房が稼働するっていうようなこともあるってわけですよ。その調査等はされてますか。

**○委員長（門田直樹委員）** 総務部理事兼公共施設整備課長。

**○総務部理事兼公共施設整備課長（原口信行）** 一応当然冬場に使うかどうかというような、エアコンをつけなくちゃいけないという前提のもとに、基本的には夏場の温暖化というのが基本なんですけれども、それ以外の時期でも空調をつける希望もやはり出てくると思うんですね、学校によりましては。そこら辺はどういう時期でどういう気温の時に稼働させようというようなことは、今予算計上させていただいておりますけど基本的に統一的な見解を基に出して運用計画というものを策定させていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

**○委員長（門田直樹委員）** 長谷川委員。

**○委員（長谷川公成委員）** 他市の、先日エアコン整備についてというのをいただいて運用計画は、夏場のことしか書いてなかったの、当市はできたら冬場の方も。夏暑ければ冬は寒くなるというような最近の気候状況もありますので、そういうところもきちんと整備していただいたらなど

思っております。

これは要望ですので、よろしく申し上げます。

**○委員長（門田直樹委員）** 他にございませんか。

神武委員。

**○委員（神武綾委員）** このエアコン設置の財源なのですが小学校に関しては市債が2億円、それから中学校については9,890万円、1億円近く市債の方で組んであるんですけども、これは公共施設整備基金とかそういうところを崩して使うというようなことはできなかったのでしょうか。すみません、芦刈市長が市債を抑えていきたいというようなことをおっしゃっていましたので、この分が外れる分があるのかなというふうに思いまして、そういうお話はされていなかったのでしょうか。そこんところも含めて申し上げます。

**○委員長（門田直樹委員）** 経営企画課長。

**○経営企画課長（山浦剛志）** 今神武議員がおっしゃいました公共施設整備基金につきましてはさまざまな公共施設が老朽化をしてきております。計画を立てましてそういったところの改修等に今使っているような状況でございますので、今言いましたこれだけの金額を一度にそちらの方に充ててしまいますと今度現在建て運用している公共施設の方の改修の方がままならなくなるといことで、むしろこのこういった空調設備で作るときに起債、優良起債にもなりますので、交付税対応とかもございまして少しでもそういったメリットをいかしながらしていったほうがいいのではないかとということでこういうふうな措置をしております。

以上でございます。

**○委員長（門田直樹委員）** いいですか。他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○委員長（門田直樹委員）** 次に進みます。

18ページ、19ページをお開きください。10款4項2目子ども会関係費について説明をお願いします。

社会教育課長。

**○社会教育課長（中山和彦）** すみません、中学校施設整備の方で中学校の設計監理の説明をさせていただきます。よろしいでしょうか。

**○委員長（門田直樹委員）** どうぞ。

**○社会教育課長（中山和彦）** 18ページ19ページ10款教育費3項中学校費1目学校管理費細目151中学校施設整備費13節委託料470万円についてご説明申し上げます。中学校施設整備費の委託料は、平成28年度に計画しております太宰府中学校大規模改造工事のための設計費470万円でございます。本年に引き続き太宰府中学校、職員室があります管理棟の2階3階を改修するものです。説明は以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） これについて質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 進みます。

それでは、子ども会関係費をお願いします。

○社会教育課長（中山和彦） 18 ページ及び19 ページをご覧ください。

10款教育費 4 項社会教育費 2 目青少年教育費細目141子ども会関係費15節工事請負費300万円についてご説明申し上げます。

この臨時工事につきましては、通称市民の森キャンプ場におけるプレハブ倉庫の設置工事になります。現在、キャンプ場の備品等倉庫が老朽化していることから、プレハブの建物を建築するものです。

なお、この工事の設計は、平成26年度に発注しておりまして、本会議において事故繰越しの報告をさせていただいているものです。

説明は以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） これについて質疑はありませんか。

神武委員。

○委員（神武綾委員） 臨時工事費は市民の森の備品倉庫設置ということだったんですけれども、市民の森については農林水産費の方に市民の森の維持管理費とかがあがっているんですけれども、

項目が子ども会であるのはどうなのかなと思ったんですけれども、子ども会の倉庫になるのか、そうであればここかなと思いますけど、その点いかがでしょうか。

○委員長（門田直樹委員） 社会教育課長。

○社会教育課長（中山和彦） この倉庫につきましては社会教育課が管理しております青少年のためのキャンプ使用のための倉庫になりますのでこの社会教育関係費の方からあげさせていただいております。

以上です。

○委員長（門田直樹委員） 長谷川委員。

○委員（長谷川公成委員） 市民の森キャンプ場について、過去数年ぐらい前にイノシシがよく出るからあまり使用できないというふうに聞き及んでいたんですが、今現在どんな状況でしょうか。

○委員長（門田直樹委員） 社会教育課長。

○社会教育課長（中山和彦） やはり、キャンプ場につきましてはイノシシが出る恐れもありますので今、日中の使用に限定させて利用を促しているところでございます。

以上です。

○委員長（門田直樹委員） いいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○委員長（門田直樹委員）** 次に進みます。

同ページ、10款4項5目、中央公民館管理運営費について説明をお願いします。

中央公民館長兼市民図書館長。

**○中央公民館長兼市民図書館長（木村幸代志）** 10款4項5目細目130中央公民館管理運営費15節  
工事請負費150万円について、ご説明させていただきます。

この補正予算は、プラムカルコア太宰府、いわゆる中央公民館の1階に、市民図書館の方への  
入口がございますが、その図書館入口の扉を自動ドアに切り替えるためのものです。

駐車場側から図書館に入ろうとしますと、まず自動ドアがあります。そこを通過しますと右手  
に階段、エレベーターがありまして、それからもう一つ図書館に入るのに扉がございます。今現  
在両開きの扉になっておりますがこの両開きの扉を自動ドアに替えるものでございます。

ご存じのとおり、太宰府市も高齢化をしております年配の方、身体がご不自由な方も結構い  
らっしゃっております。本を抱えて扉を開けるのにも一苦勞をされてあるような光景も見受けら  
れます。また若いお母さん方がベビーカーを押して出入りされる姿も見受けられます。そういつ  
たことから、バリアフリーの一環ということで今回補正予算を計上しまして工事を行う予定とし  
ております。

以上でございます。

**○委員長（門田直樹委員）** これについて質疑はありますか。

長谷川副委員長。

**○委員（長谷川公成委員）** 非常に良いことだと思います。私も子どもたちを連れて行くんですけれ  
ども、非常に助かります。ありがとうございます。それで、自動ドア改修工事はいいいんですけれ  
ども入り口は、1階はあそこのみのような認識があるんですけれども、もし工事改修中は別の入  
り口とかを使用されますか。

**○委員長（門田直樹委員）** 中央公民館長兼市民図書館長。

**○中央公民館長兼市民図書館長（木村幸代志）** 図書館への入り口についてはあそこ1箇所のみです。

工事につきましては一応おおむね1日ないし2日で終わる予定ということで考えておりますので  
休館日等を利用して臨時休館等はしない予定でございます。

**○委員（長谷川公成委員）** わかりました。ありがとうございます。

**○委員長（門田直樹委員）** よいですか。他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○委員長（門田直樹委員）** 次に進みます。

同ページ、10款4項7目、史跡地管理事業費について説明をお願いします。

**○文化財課長（菊武良一）** 続きまして10款4項7目細目281史跡地管理事業費274万4,000円につ  
きまして、ご説明申しあげます。

ご承知のとおり本市には、8つの国指定史跡を抱えておりますけれども、以前から文化庁より史跡の保存管理計画を策定するよう指導を受けてまいりました。

今年度につきましては、この8つの大宰府関連史跡全体の保存管理方針を策定する費用といたしまして、補正をお願いするものでございます。

なお、方針策定にあたりましては、既存の史跡対策委員会によりまして原案を策定する予定でございまして。

説明は、以上でございます。

**○委員長（門田直樹委員）** これについて質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○委員長（門田直樹委員）** 同ページ、10款4項7目、大宰府跡等整備事業費について説明をお願いします。

**○文化財課長（菊武良一）** 続きまして、細目283大宰府跡等整備事業費336万9,000円につきまして、ご説明申し上げます。

今回、補正をいたします内容につきましては、先ほど、議案第47号にてご説明申し上げましたとおり、5人の委員により構成を予定いたしております大宰府跡推定客館地区整備検討委員会設置に關します費用と客館跡の整備に向けた活用構想を策定いたします費用をお願いするものでございます。

説明は、以上でございます。

**○委員長（門田直樹委員）** これについて質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○委員長（門田直樹委員）** 次に進みます。

20ページ、21ページをお開きください。10款4項8目、日本遺産育成関係費及び関連する補正項目について併せて説明をお願いします。

文化財課長。

**○文化財課長（菊武良一）** 議員の皆様方、お手元にカラー刷りの写真付きの資料を配布させていただいておろうかと思いますが、補正予算を説明させていただく前に、あらかじめ門田委員長より許可をいただいておりますので、お手元の方に今回本市が日本遺産の申請を行った際の申請書の写しを配付させていただいております。それでは、その概要を説明させていただきたいと存じます。

大宰府政庁跡を中心とした地域は、古代から東アジアとの外交、軍事拠点であり、1300年経過した現在でも、その価値が史跡という形で守られております。

大宰府市では、大宰府政庁とその周辺景観は当時の面影を残し、宗教施設や基盤の目の地割跡などは、現在もなお、それが体感できる場所であるとのストーリーで説明をさせていただきます。

まして、そのストーリーを構成する大宰府跡をはじめ水城跡など 19 の有形無形の構成文化財を示し、日本遺産のタイトルといたしまして古代日本の西の都、東アジアとの交流拠点ということで、文化庁に申請を昨年度末行いました。この度 4 月 24 日に、めでたく日本遺産として認定を受けることができました。

今回は、全国から 83 件の申請がなされ、そのうち全国で 18 件の日本遺産が認定を受けたわけでありますけれども、文化庁といたしましては、2020 年東京オリンピックまでの間に 100 件程度の日本遺産を認定するというふうな予定でございます。

今回新たな制度として創設されましたこの日本遺産は、従来の文化財保存を優先とする支援から、地域の文化財を一体的に活用する取組への支援となっております。

そのため、太宰府市としましても、今回パッケージ化しましたこの 19 の文化財群を一体的に PR することによりまして、地域のブランド化を促進し、観光振興や地域の活性化につなげていきたいというふうに考えておるところでございます。

お手元に配布させていただいております資料は先ほど申しましたとおり、3 月に文化庁の方に申請をした申請書の写しでございます。今概略を説明いたしましたとおり今回太宰府市からは 1 ページ目のタイトルというところに古代日本の西の都、東アジアとの交流拠点というテーマで日本遺産の申請をさせていただきました。そのストーリーの概要をその下に書いておりますが 2 ページにつきましては太宰府市の位置図を付けさせていただいております。続きまして 3 ページにつきましては太宰府地図の中に先ほど言いました 19 の有形無形の文化財がこのような配置で点在しておりますという風な地図を付けさせていただいております。すみません、ページ数は右の下の方にふっておりますのでご参照いただいております。続きまして 4 ページにつきましては太宰府市の政庁を中心とした古代縦横約 2 キロメートル四方にまたがり、太宰府条坊という区画があったということだそうで、私は見たことがありませんのでわかりませんが、それを地図に落とした内容でございます。5 ページ、6 ページにつきましては先ほど言いました西の都を語るうえで詳細に文化がどういうふうにつながってきたかあとは先進文化の集積がどのように大宰府に集積されたかというようなものを物語としてストーリー化したものを記載させていただいております。7 ページ、8 ページ、9 ページ、10 ページにつきましては西の都を語る 19 の有形無形の文化財のそれぞれの説明をさせていただいております。11 ページ、12 ページ、13 ページ、14 ページ、15 ページ、16 ページまではその文化財群の写真を付けさせていただいております。最後に 17 ページ、18 ページにつきましては、今回日本遺産を申請するにあたってこの日本遺産の認定を受けた場合将来的に太宰府市としてどのようなまちづくりにつなげていくかというようなものを現時点のイメージという形で本市が掲げております歴史とみどり豊かな文化のまちを実現するために地域の活性化として色々な取り組みを検討しておりますというような内容をお示ししまして文化庁のほうに申請をいたしましたところ、めでたく先

ほど言いましたように日本遺産の認定を受けたということでございます。

日本遺産の説明については以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） 補正も。

○文化財課長（菊武良一） はい。

○委員長（門田直樹委員） これらについて質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） いいですか。それでは次に歳入の審査に入ります。

補正予算書 8、9 ページをお開きください。18 款 1 項 1 目公共施設整備基金繰入金について説明をお願いします。

総務部理事兼公共施設整備課長。

○総務部理事兼公共施設整備課長（原口信行） 18 款繰入金 1 項基金繰入金 1 目基金繰入金の 1 節公共施設整備基金繰入金 2,800 万円の補正について説明させていただきます。

この基金は、歳出 15 ページを開けていただいてよろしいでしょうか。上から 2 段目説明のところ、20 老人福祉センター管理運営費の中で 2,800 万円がございます。これは老人福祉センターの空調及び給湯ボイラーを改修するものでございます。老朽化しているものでございます。これに充当するものでございます。

以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） これについて質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 次に進みます。

同ページ、18 款 1 項 1 目、財政調整資金繰入金について説明をお願いします。

経営企画課課長

○経営企画課長（山浦剛志） 18 款 1 項 1 目 8 節の財政調整資金繰入金 1 億 2,682 万 5,000 円について、ご説明を申し上げます。

これにつきましては、今回の 6 月の補正財源調整といたしまして、財源調整資金を充てるものでございます。

なお、平成 26 年度末の財政調整資金残高といたしましては、34 億 3,878 万 1,303 円となる予定でございます。6 月補正充当後の残高は 33 億 2,483 万 8,303 円となる予定でございます。

以上で説明を終わります。

○委員長（門田直樹委員） これらについて質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 次に進みます。

同ページ、20 款 4 項 1 目、総務費雑入について説明をお願いします。



経営企画課課長。

**○経営企画課長（山浦剛志）** 20款4項1目1節雑入の総務費雑入240万円についてご説明申し上げます。

これにつきましては、一般財団法人自治総合センターから、宝くじの社会貢献広報事業の一環として助成金が交付されるものでございます。

なお、この分につきましては総務文教委員会の直接の所管ではございませんが、補正予算書12、13ページをお開きください。2款2項5目地域づくり推進費、細目311地域コミュニティ推進費19節一般コミュニティ助成事業交付金に充当するものでございます。

以上でございます。

**○委員長（門田直樹委員）** これについて質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○委員長（門田直樹委員）** それでは当委員会所管分の補正全般について質疑もれはありますか。

文化財課長。

**○文化財課長（菊武良一）** すみません、先ほど日本遺産の制度について説明をさせていただいたんですけれども補正をお願いしております2,000万円につきましてはまだ説明をさせていただいておりませんので可決をいただく前に説明をさせていただいてよろしゅうございますでしょうか。

**○委員長（門田直樹委員）** どうぞ。

**○文化財課長（菊武良一）** それでは補正予算書20、21ページをご覧いただきたいと存じます。10款4項8目細目285日本遺産育成関係費2,000万円につきまして、ご説明いたします。

今回、認定を受けました日本遺産を今後積極的に活用するため、情報発信、人材育成事業といたしまして、多言語ホームページの作成を行い、国内外に広く太宰府市の日本遺産を発信していきたいというふうに考えております。

また、多言語ガイドブックを作成し、公共施設や公共交通機関に配布するとともに、まち歩きガイドボランティアの方々へ対し、このガイドブックを活用した研修を予定させていただいております。

さらに、普及啓発事業といたしまして、日本遺産キッズワークショップと題しまして古都の光の事業に併せて実施したいというふうに考えております。

以上のような事業を実施するための費用として、補正をお願いするものでございます。

なお、歳入といたしまして、補正予算書8ページ、9ページをお開きいただきたいと存じます。14款2項5目3節日本遺産魅力発信推進事業費といたしまして、歳出と同額の2,000万円を計上いたしております。

説明は、以上でございます。

**○委員長（門田直樹委員）** 今の説明に対して質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) それでは当委員会所管分の補正全般について質疑もれはありますか?

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) 以上で本案に対する説明、質疑は終わりました。

次に討論を行います。討論はありませんか?

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) これで討論は終わります。

採決を行います。議案第52号の当委員会所管分について原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○委員長(門田直樹委員) 全員挙手です。

したがって議案第52号の当委員会所管分については原案のとおり可決すべきものと決定しました。

(原案可決 賛成5名 反対0名 午前11時39分)

~~~~~○~~~~~

○委員長(門田直樹委員) これから全体の意見交換を行います。ご意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) これで意見交換を終わります。

以上で当委員会に審査付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

ここでお諮りします。本会議における委員会の審査内容と結果の報告及び閉会中の委員派遣承認要求書の提出につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) 異議なしと認め委員会の審査内容と結果の報告、委員派遣承認要求書の提出につきましては委員長に一任とすることに決定いたしました。

これをもちまして総務文教常任委員会を閉会致します。

閉会 午前11時40分

~~~~~○~~~~~

太宰府市議会委員会条例第 27 条により、上記のとおり総務文教常任委員会の会議次第を書記に記録させ、その内容が正確であることを証するためここに署名する。

平成 27 年 8 月 24 日

総務文教常任委員会 委員長 門田 直樹